

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

確定申告における「医療費のお知らせ」 「一時所得としてのふるさと納税返礼品の申告」 「特定口座年間取引報告書の提出」について

平成29年分の確定申告より、医療費控除の申告に、全国健康保険協会などが発行する「医療費のお知らせ」が使用できますが、10月分～12月分については、記載がありませんので、領収証等での確認が必要になります。1月～9月分についても、特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合などは、記載されていない場合がございますので、内容をよく確認していただきご利用ください。

次に、ふるさと納税の返戻品が基本的に年間50万円を超えると、一時所得として課税になる場合があります。確定申告にて申告する必要がありますのでご注意ください。

最後に、平成31年度(令和元年度)税制改正に伴い、国税関係手続が簡素化され、平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、「特定口座年間取引報告書」「上場株式配当等の支払通知書」の添付が不要となりました。それに伴い、「特定口座年間取引報告書」「上場株式配当等の支払通知書」の送付を、今年度から取り止めている証券会社が一部見受けられます。

当事務所では確定申告書を作成し申告の有利不利の判定を行う都合上、「特定口座年間取引報告書」などが必要です。インターネットからの印刷又は証券会社へ郵送の依頼などでご対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

高齢者の雇用保険料免除の廃止について

現在、毎年4月1日時点で64歳以上の方の雇用保険料が免除になっていますが、この免除措置が今年度(令和2年3月分まで)で廃止となるため、令和2年4月分の給料から64歳未満の被保険者と同様に雇用保険料を控除することになります。

64歳以前からお勤めで64歳になってから保険料が免除された方、平成29年1月の雇用保険の適用範囲拡大により被保険者となった方が該当し、給料締日が令和2年4月にある分の給料から、業種ごとに決められた保険料率で計算した雇用保険料を控除します。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。